

整理番号	9
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和2年6月5日	支出額	7,900 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	県政調査事務所 駐車場(6月分)		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

02-06-05 振替 | *7,900 | RK. 7-1171709

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場一時使用契約書

大栄不動産株式会社（以下甲という）と ^{埼玉県議会} ^{民生常任委員会}（以下乙という）とは、次のとおり「駐車場一時使用契約」（以下本契約という）を締結する。

（使用目的・駐車場所）

- 第1条 甲は乙が車両の駐車を目的として、甲指定の駐車区画を使用することを承諾し、乙は本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」を遵守することを約した。
- (2) 乙の車両が駐車する場所、位置、は下記のとおりとする。
但し、甲は甲の都合により、乙に事前に通知することにより駐車位置の変更ができるものとする。
 - (3) 乙は本契約による駐車場を使用する権利を第三者に譲渡・転貸することはできない。
又、車両を変更する場合は甲に届け出るものとする。

記

駐 車 場 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区大東1丁目685-5

駐 車 場 名 大東1丁目大栄駐車場

車 名 ・ 番 号

駐 車 位 置 No XXXXXXXXXX

（契約期間）

第2条 駐車場の使用期間は 平成24年（2012年）5月1日より平成24年（2012年）6月末日までとする。

但し、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申し出の無い場合は、引き続き1ヶ月間期間を継続されたものとし、それ以後も同様とする。

（使用料等）

第3条 駐車場使用料は1台あたり月額 ¥7,000-円也とし、乙は毎月5日までに消費税 ¥350-円也を加算した金額、金 ¥7,350-円也の契約台数 1 台分、
合計金 ¥7,350-円也を、当月分として乙の取引銀行口座より自動振替により支払うものとする。

- (2) 引落手数料ならびに振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 契約開始日が月の途中の場合の使用料は当該月日数の日割り計算とする。
- (4) 乙が「自動車保管場所使用承諾証明書」を甲に要請する場合には、乙は当該証明書発行の都度、甲に手数料を支払うものとする。

（保管責任）

第4条 乙が本契約により駐車する車両の保管責任は全て乙が負い、天変地異による損害、及び駐車場内における盗難、損傷等、いかなる事故が発生しても甲は何等の責を負わない。

（損害賠償）

第5条 乙又は乙の関係者が、故意又は重大な過失により甲の施設又は他の車両を毀損し、あるいは甲又は第三者に損害を与えた場合は乙はその責めを負い損害を賠償する。

（解約）

- 第6条 甲・乙ともに契約期間中といえども1ヶ月前の予告により本契約を解約することができる。
但し、甲の予告による解約の場合は、予告期間満了と同時に本契約は終了する。
- (2) 乙の予告による解約の場合は、解約日は申し出た日の翌月の月末日とし、月の途中での解約はできないものとする。

(契約の解除)

第7条 乙が次の条項の一に該当するときは、甲は乙に対し何等の催告を要せず直ちに本契約を解除できる。この場合、前納した駐車場使用料は返還しない。

- (1) 駐車場使用料の支払いを1回でも怠ったとき。
- (2) 本契約の各条項、及び別紙「駐車場使用規定」に従わなかったとき。
- (3) 解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てがあったとき。
- (4) 第8条の確約に反する事実が判明したとき、若しくは、契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (5) 乙が第9条に掲げる行為を行った場合。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、駐車場の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場において反社会的勢力の利用の用に供すること。
- (2) 駐車場または駐車場の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他の駐車場賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 駐車場を反社会的勢力に占有させ、または本駐車場に反復継続して反社会的勢力を出入させること。

(車両の搬出)

第10条 期間満了又は第8条、第7条により本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場外に搬出しなければならない。

乙がこれを行わないときは、甲は乙の負担で搬出の処置をするものとし、乙は何等異議のないことを予め承諾した。

(協議)

第11条 本契約条項に疑義が生じた場合、並びに各条項に定めない事項は甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約は、甲による本契約書発送時を契約締結日とし成立する。

尚、上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上甲・乙各1通を保有する。

成24年(2012年)3月29日

甲 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目4番10号

大栄不動産株式会社

パーキング事業部長 柿沼 彰

乙 住所 埼玉県さいたま市浦和区大東一丁目11番1号 501

氏名

埼玉県議会議員 無所属の会
柿沼 義英

個人情報のお取扱について

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重、遵守し、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。個人情報の利用目的としては、月極駐車場・その他駐車場事業に関する契約・事務及び連絡等に使用するものと、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法によって例外的に認められる場合を除き、第三者には提供いたしません。

当社の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは以下の窓口へご連絡下さい。

大栄不動産株式会社(個人情報保護担当)

TEL・03-3244-0625(平日・9:00~17:00)

〒330-0043

埼玉県さいたま市浦和区大東1-1
1-1-501

2019年8月吉日

埼玉県議会民主党・無所属の会 浅 様
野目義英

契約番号

埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目20番3号

大栄不動産株式会社

パーキング事業部

048-824-7684

消費税法等改正に伴う駐車場料金変更のご案内

拝啓

時下、ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社駐車場をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり消費税法等の改正に伴い消費税税率が2019年10月1日より、現行の8%から10%へ変更の予定となっております。

つきましては締結済みの契約に基づき、駐車料金を下記の通り変更いたします。

なお、消費税法等の改正が施行されなかった場合には、現行の駐車料金にて引落をさせて頂きます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 駐車場名	大東1丁目大栄駐車場	1台
2. 現行駐車料金(月額)	税抜金額 金	7,000円
	消費税 金	560円 (8%相当額)
	引落手数料 金	200円 (税込)
	月額合計 金	7,760円
新駐車料金(月額)	税抜金額 金	7,000円
	消費税 金	700円 (10%相当額)
	引落手数料 金	200円 (税込)
	月額合計 金	7,900円

3. 変更月 2019年10月分(2019年10月7日引落予定)より

以上

※2019年7月末日のデータで作成しております。
その後のご変更があった場合はご了承ください。

整理番号 37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2年6月18日	支出額	70,729円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所家賃(6月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

とちぎんキャッシュサービス

ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取扱日	お取扱店	機 番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類					
020618	0066	052	0517			お振込み					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
1702											¥70,729
お取引時刻	通 番	手数料	お づ り	お取引後残高							
11:46	009453	¥550									

IC

三井住友銀行
普通 口座番号6439077
カ) 〇〇様へ
ア) 〇〇様から
電話番号

アオイ支店

振込通番000004

※ 領収書は 5/27 6月分の引当おとし
※ 領収書を 別紙にてお返しください
すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部領収書の場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

家賃支払先は(株)セテス

振込金額誤り→不足分は後月支払

重要事項説明書

浅野目 義英 殿

2020年 3月 30日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから十分理解されますようお願いいたします。

■商号または名称：三井ホームエステート株式会社 ■代表者の氏名：野沢 健延 ■主たる事務所：東京都千代田区富士見2-3-11 ■取扱事務所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO3 3階 埼玉支店長 森 丈久 ■免許番号：国土交通大臣(8)3612号 ■免許年月日：2016年9月16日	■商号または名称：株式会社 エスエイエヌ ■代表者の氏名：ヒョットハウス浦和西口店 ■主たる事務所：沖島正豊 ■取扱事務所：埼玉県さいたま市浦和区高島73-6-1270-1ビル基前 ■免許番号：国土交通大臣(1)第9361号 ■免許年月日：2018年6月1日
説明をする宅地建物取引士	
氏名	氏名
登録番号	登録番号
業務に従事する事務所	業務に従事する事務所
取引の態様 (法第34条第2項)	取引の態様 (法第34条第2項)
営業保証金供託所	営業保証金供託所

(1) 不動産の表示

建 物	名称	サンプレミール浦和				
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区大東2-18-3				
	室番号	302号室	建物種別	マンション	間取り	2LDK
	床面積	58.32㎡	構造	鉄筋コンクリート造地上3階建		
建物の敷地に 関する事項	敷地の権利	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> その他				
	借地の場合の借地権の種類	<input type="checkbox"/> 普通借地権(新・旧) <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付借地権 <input type="checkbox"/> 一般定期借地権 <input type="checkbox"/> 事業用借地権 <input type="checkbox"/> 一時貸貸借 <input type="checkbox"/> その他				
貸 主	1 氏名	三井ホームエステート株式会社 埼玉支店	住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO3 3階		
	2 氏名		住所			
	3 氏名		住所			

(2) 登記簿に記載された事項

名義人 (住所・氏名)	[Redacted]		
所有権にかかる権利に関する事項 (甲区)	無	所有権以外の権利に関する事項 (乙区)	根抵当権設定有

※根抵当権設定後の建物賃貸借について 担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の詳細につきましては、添付「重要事項説明書 補足資料(1頁)」をご覧ください。

(3) 法令に基づく制限の概要 (法令名及びその要旨。該当する法令名をチェック。)

法令名	該当無
制限の内容	上記該当の場合は、添付「重要事項説明書 補足資料(1頁)」の説明をご覧ください。

(4) 飲用水・電気・ガス・排水施設、その他の整備状況

飲用水	公営	電気	東京電力	ガス	プロパン	排水	公共下水
-----	----	----	------	----	------	----	------

(5) 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件の場合のみ)

<input checked="" type="checkbox"/> 完成物件につき説明を省略	<input type="checkbox"/> 別途添付書面にて説明
--	-------------------------------------

(6) 建物の設備等の整備の状況(完成物件のとき)

1. 賃貸条件に含む設備機器

エレベーター	無	オートロック	有	電話	設置可
空調	冷暖房機1基				
台所および コンロ	形式	システムキッチン	コンロ	3口ガスコンログリル付	
	その他	無			
浴室	形式	ユニットバス	浴槽	有	シャワー 有
	湯沸	給湯式	追焚	有	
トイレ	種別	水洗	様式	独立式・洋式	
駐車場	駐車場スペース × 台分付帯 ※賃貸借契約の目的物に駐車スペースが含まれている場合のみ記載。				
その他	無				

2. 賃貸条件に含まれていない設備等(使用不可とする設備等を含む)

無

(7) 賃貸条件および賃料その他収受する金銭

賃料	74,000 円 (別途消費税 0 円) ※
共益費	6,000 円 (別途消費税 0 円)
付帯施設使用料	300 円 (別途消費税 0 円)
	円 (別途消費税 円)
	円 (別途消費税 円)
	円 (別途消費税 円)
礼金	0 円 (別途消費税 0 円)
敷金	74,000 円
権利金	円 (別途消費税 円)
保証金	円
償却	円
仲介手数料	円 (別途消費税 円)
賃料等の支払い方法	別途締結の保証委託契約に従うものとする
支払先指定口座	別途締結の保証委託契約に従うものとする

(8) 支払い金・預かり金の保全措置および業者による金銭貸借のあつせん

保全措置を講ずるかどうか	講じない	業者による金銭貸借のあつせんの有無	無
--------------	------	-------------------	---

(19) その他(宅地建物取引業法第47条第1項の「重要な事項」を含む)

1. 契約終了時における金銭の精算に関する事項
 - (1) ガイドライン(一般原則)では、敷金精算に当たっての原状回復を、「借主の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、借主の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損を復旧すること」と定義しています。
 - (2) 借主は、上記記載のガイドラインに基づく費用以外に、特約により下記の費用を負担することに同意します。
 - ① 本物件明渡し時の貸室の通常清掃費用。
本物件貸室の通常清掃費用は金 52,488 円(別途消費税)となります。
この通常清掃費用をご負担いただく理由は、下記(イ)から(ト)記載のとおりです。
 - (イ) 退出時に、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等設備、ならびにサッシ・建具設備等・全般に関して専門業者による貸室の通常清掃を行います。
 - (ロ) 退出時通常清掃については、借主が負担すべき場合もありますが、基本的には貸主が負担すべきものです。したがって本来であれば貸主は退出時通常清掃分を加算した上で賃料を決定する必要があります。しかし当該費用を賃料に配分した場合、賃貸借期間の長短によって不合理が生じます。このため、賃料からこれを独立させ、予め通常清掃費用負担額を定める方式が、より合理的であると判断しております。
 - (ハ) また、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等設備、ならびにサッシ・建具等については、別冊の賃貸生活ガイドランス・取扱説明書等記載のとおり、使用者による定期的な清掃・メンテナンスが不可欠ですが、賃貸借契約の場合、これらの定期的な清掃・メンテナンスが実施されないことも多く、汚損の状態によっては借主の善管注意義務違反となる場合があります。
 - (ニ) 特にトイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等については、汚れの程度に関して、貸主側の意識と借主側の意識に相違があることが多く、退出時清掃費用負担をめぐる紛争になることがあります。このため、これらの清掃費用負担についても予め合意することに合理性があると判断しました。
 - (ホ) このような次第で、賃貸借契約終了時に、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等に関する清掃費の借主負担分、および必ずしも借主の負担とはならない通常清掃費用分を含めて、上記通常清掃費用を請求するかとしました。
 - (ヘ) 上記清掃費用負担額については、予め明確にその額を定め、借主に同金額を負担して戴けるかを契約時にご判断戴くことに致しました。金額については、具体的な額が判明していない段階で定めるため、住居面積に応じて機械的に算出することが合理的であると判断しております。
 - (ト) なお、この通常清掃費用には次の入居者を確保するための化粧直し、グレードアップの要素がある清掃費用は含んでおりません。
 - ② 下記事例(イ)から(ニ)の修繕、原状回復費用は借主負担(経過年数を考慮する部位は経過年数を考慮し負担割合算定)とします。
 - (イ) 喫煙等によるクロス等の変色・臭いの付着 (ロ) 落書き、釘穴、ネジ穴 (ハ) 例外的重量物で、かつ事前に申告のない物の設置による床材等のへこみ (ニ) 結露等の放置によるクロスのカビ
 - ③ クロスの張替えで借主が負担する場合は、㎡単位を原則とします。ただし、破損部分だけの張替えでは色褪せた他の古い部分と色が異なってしまう場合等、部分補修が困難な場合は面単位とします。なお、張替えの費用負担に当たっては通常損耗・経過年数を考慮するものとします。
 - ④ 本特約事項に記載のない本物件明渡し時の費用負担は「重要事項説明書 補足資料」記載の「借主負担確認書」の内容に従うものとします。
2. 別紙「重要事項説明書 補足資料」記載の「反社会的勢力排除に関する重要事項」について、その内容を本書に併せて確認し遵守するものとします。
3. 三井ホームエステート㈱は、自らの財産と借主から受領した金員(家賃等)につき分別管理を行っております。なお、貸主が三井ホームエステート㈱以外の場合は、貸主の口座に送金しております。
4. 添付「重要事項説明書 補足資料」記載の「借家人賠償保険の加入について」の内容を本書に併せて確認するものとします。
5. 本賃貸借契約は、本物件を物件所有者より三井ホームエステート(株)が賃借し貴殿に転貸する契約であることを確認するものとします。
6. 「仲介料」については、規定料金を借主より仲介の不動産業者へ直接支払うものとします。
7. 本物件の北側洋室には床暖房が設置されていますが、性能保証がありません。
8. N T T電話回線及びインターネット回線、CATV等使用に伴う室内工事費用・使用料は借主又は入居者の負担とします。また、導入の際に生じる金具や設備取り付けのためのビス止め穴をあける事はできません。
9. 本賃貸物件の周辺地域に将来建物が建築・再築された場合は、日照・通風・景観等の生活環境が変わる事があります。予めご了承下さい。
10. 集合住宅の場合、上下左右の生活音等の音が響くことがあります。予め御了承下さい。
11. 幹線道路や鉄道が近隣に所在する場合は、交通音が聞こえることがあります。予め御了承下さい。
12. 貸主は、本契約書に記載される条件で本賃貸物件を引き渡し時の現状で借主に賃貸し、借主はこれを賃借し、本物件を居住の目的をもって使用するものとします。なお、本書の表記が現状と異なる場合は現状を優先させていただきます。
13. 物件によってはフローリングに床鳴りや沈みが生じる場合があります。床鳴りについては、接合部分の寒暖により、収縮や膨張・接着が生じる場合があります。床の沈みについては、防音性能を得るために床材裏面に特殊クッションを使用している場合があります。防音性能を高めていない一般的な床材と比較すると、歩いた時に柔かく沈むような感じがします。床材の性能に由来する事象については、やむを得ないこととして予め御了承下さい。
14. 借主又は入居者は、自治会・町内会等地区活動への協力に努め、自治会費・町内会費の集金がある場合も同様とします。
15. 借主は、賃貸借契約締結と同時に貸主または貸主の代理人に対し、本物件の鍵交換費用を支払わなければなりません。(金15,000円、別途消費税)
16. 本物件が貸主もしくは貸主の代理人にて鍵を預からない物件に該当する為、鍵紛失の際は、速やかに甲に申し出の上、乙の責任と負担において鍵を交換することとします。
17. 本物件の全部または一部をその期間にかかわらず営業行為で貸し出しすることを禁止します。
18. 借主は本賃貸借契約の締結条件として、別途㈱イントラストとの間で保証委託契約を締結し、その保証委託料を支払うものとします。また本契約を更新する際も同様とします。
19. 借主は前項の保証委託契約が解除された場合、自動的に本賃貸借契約が終了することを予め承諾するものとします。
20. 賃料等の支払いは、本賃貸借契約書記載の支払期日・方法、振込口座に従うものとします。
21. 本契約の開始からに際し、2021年3月分迄の賃料を64,000円とします。但し、借主が契約開始期より1年未満で解約した際には、その理由の如何を問わず、借主は本契約月額賃料等の1ヶ月分を貸主に支払うことを予め承諾するものとします。
22. 本賃貸物件は住居専用につき事務所・店舗使用、看板の表示、商業登記、HPへの物件住所等の表示等は不可とする。
23. 本物件にてインターネット光回線ご利用される場合は、VDSL方式のみ利用可で光回線方式はご利用できません。予めご了承ください。以下余白

本記載物件について、本書および重要事項説明書補足資料に基づく重要事項の説明を受け、その説明書を受領しました。

住所



20+0 年 3 月 30 日

氏名

浅野 勇夫

印



カードご利用代金明細書

株式会社セディナ [本店所在地] 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
(お問い合わせ先) アンサーセンター 03-5638-3211 / 06-6339-4074
営業時間 9:30~17:00(1/1休み)

【カードショッピングご利用について】
翌月1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。

D07801

お支払い日のお知らせ

毎月**27**日が
お引落し日となります。

(土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日がお引落し日となります。)

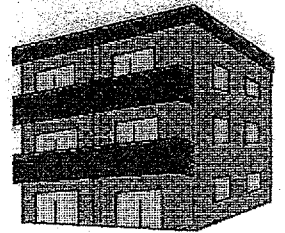
D07802

家賃決済クレジットサービスについて

当クレジットサービスは賃貸住宅の家賃のお支払いのみを目的としたサービスです。

〈お支払い方法について〉

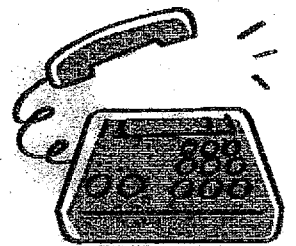
家賃は毎月のお支払いとなっておりますので、1回払いのみでのお支払いとなります。
分割払い、リボルビング払い等へのご変更はいたしかねますのでご了承ください。



D07803

お住まいに関するお問合せについて

お住まいに関するお問い合わせにつきましては、弊社でお答えすることはいたしかねますので、賃貸借契約をご契約された不動産会社様にお問い合わせいただきますようお願いいたします。



D07804

変更事項ご連絡のお願い

転居後にご自宅のお電話番号、ご勤務先等にご変更がございましたら、下記アンサーセンターまでご連絡ください。

(アンサーセンター)

03-5638-4064 / 06-6339-4016
ゴロクサンハチ ロクサンサンキュウ

【承り時間】 9:30~17:00 (1月1日休)



◎家賃は前払いとなっております。本請求書の「ご利用日」には、お支払い月家賃の前々月末日が表示されております。

(例) 11月度家賃の場合…お支払い日:10月27日 ご利用日の表示:9月30日

◎「口座振替依頼書」「住所変更届け」のご返送がお済でないお客様は、至急ご返送いただきますようお願い申し上げます。

いつもご利用いただき、誠にありがとうございます。今月分のご請求内容は下記の通りでございます。
発行カード：イントラスト家賃決済サービス 作成日：2020年 5月 7日 ページ 1枚中 1枚目

ご請求金額合計	お支払日	お客様番号
70,792円	2020年 5月 27日 (水曜日)	※お客様の個人情報保護のため、カード番号とは異なる番号を使用しています。

※お客様預金口座へのご入金は前日営業日(金融機関)の 5月26日(火)までにお問い合わせ申し上げます。

お支払口座	金融機関	支店名	種別・口座番号
	栃木銀行	支店	(普) ***

カード総ご利用限度額	50万円	ご利用残高計	ショッピング	キャッシング
内、キャッシング	0万円 通常利率(年)	(4月30日現在)	70,792円	0円
※お客様の総ご利用限度額は下記の通りです。(本カード以外に当社カードをお持ちの場合、他カードの利用と合わせた限度額となります。)		一回払い	70,792円	0円
お客様総ご利用限度額	50万円	リボルビング払い	0円	0円
内、翌月1回払い以外の総ショッピング限度額	50万円	ボーナス一括払い	0円	-----円
内、お客様総キャッシング限度額	0万円	ボーナス2回払い	0円	-----円
		分割払い	0円	-----円
カードキャッシングは、カードショッピングご利用額により、利用可能額が減額となることがあります。		リボルビング払い(ショッピング)	月々のお支払いコース	10,000円
カードキャッシングは、お客様総キャッシング限度額の範囲内となります。			ボーナス増額	0円
			実質年率	0.000%

クレジットはあなたの信用です。ご利用は無理なく計画的に。

ご利用日	ご利用先	ご利用金額(円)	ご利用	備考	今回のご請求金額(円)
カードショッピング					
●一回払い					
2020. 4. 30	月次事務手数料	492	本人		
2020. 4. 30	月額賃料等	70,300	本人		
				今回ご請求金額	70,792
				(ご請求金額合計)	70,792
ご利用者欄の表示は 本人：浅野目 義英 様 となっております。					

整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2年7月6日	支出額	70,792円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	県政調査事務所 家賃(7月分)		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

¥492 振込
手数料
¥70,300 家賃

ご依頼人控え

依頼日	年 月 日
金額	70,792円
受取人	SMB-Cファイナンス サービス株式会社
ご依頼人	浅野目 義英 様
お客様番号	[REDACTED]

日本銀行
浅野目 義英

県政調査事務所
家賃(7月分)

20年7月6日 領収

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

重要事項説明書

浅野目 義英

殿

2020年 3月 30日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから十分理解されますようお願いいたします。

■商号または名称：三井ホームエステート株式会社 ■代表者の氏名：野沢 健延 ■主たる事務所：東京都千代田区富士見2-3-11 ■取扱事務所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO3 3階 埼玉支店長 森 丈久 ■免許番号：国土交通大臣(8)3612号 ■免許年月日：2016年9月16日		■商号または名称：株式会社 エスエイエヌ ヒットハウス 浦和西口店 ■代表者の氏名：沖島正豊 ■主たる事務所：埼玉県さいたま市浦和区高砂7-6-12 701ビル5F前 ■取扱事務所： ■免許番号：国土交通大臣(1)第9361号 ■免許年月日：2018年6月1日	
説明をする宅地建物取引士		説明をする宅地建物取引士	
氏名		氏名	
登録番号		登録番号	
業務に従事する事務所	三井ホームエステート株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO3 3階 048-645-3831	業務に従事する事務所	株式会社 エスエイエヌ ヒットハウス 浦和西口店 埼玉県さいたま市浦和区高砂7-6-12 701ビル5F前 048-824-0900
取引の態様 (法第34条第2項)	貸主	取引の態様 (法第34条第2項)	買手
営業保証金供託所	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	営業保証金供託所	東京法務局

(1) 不動産の表示

建 物	名 称	サンプルミール浦和		
	所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区大東2-18-3		
	室 番 号	302号室	建物種別	マンション 間取り 2LDK
	床 面 積	58.32㎡	構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建
建物の敷地に 関する事項	敷地の権利	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> 使用貸借 <input type="checkbox"/> その他		※借地権等の場合は借地期間および更新等に関しては「19」その他欄に記載します。
	借地の場合の借地権の種類	<input type="checkbox"/> 普通借地権(新・旧) <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付借地権 <input type="checkbox"/> 一般定期借地権 <input type="checkbox"/> 事業用借地権 <input type="checkbox"/> 一時貸貸借 <input type="checkbox"/> その他		
貸 主	1 氏名	三井ホームエステート株式会社 埼玉支店	住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-2 GINZA YAMATO3 3階
	2 氏名		住所	
	3 氏名		住所	

(2) 登記簿に記載された事項

名義人 (住所・氏名)	[Redacted]		
所有権にかかる権利に関する事項 (甲区)	無	所有権以外の権利に関する事項 (乙区)	根抵当権設定有

※根抵当権設定後の建物賃貸借について 担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の詳細につきましては、添付「重要事項説明書 補足資料(1頁)」をご覧ください。

(3) 法令に基づく制限の概要 (法令名及びその要旨。該当する法令名をチェック。)

法令名	該当無
制限の内容	上記該当の場合は、添付「重要事項説明書 補足資料(1頁)」の説明をご覧ください。

(4) 飲用水・電気・ガス・排水施設、その他の整備状況

飲用水	公営	電気	東京電力	ガス	プロパン	排水	公共下水
-----	----	----	------	----	------	----	------

(5) 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件の場合のみ)

<input checked="" type="checkbox"/> 完成物件につき説明を省略	<input type="checkbox"/> 別途添付書面にて説明
--	-------------------------------------

(6) 建物の設備等の整備の状況(完成物件のとき)

1. 賃貸条件に含む設備機器

エレベーター	無	オートロック	有	電話	設置可
空調	冷暖房機1基				
台所および コンロ	形式	システムキッチン	コンロ	3口ガスコンログリル付	
	その他	無			
浴室	形式	ユニットバス	浴槽	有	シャワー 有
	湯沸	給湯式	追焚	有	
トイレ	種別	水洗	様式	独立式・洋式	
駐車場	駐車場スペース × 台分付帯 ※賃貸借契約の目的物に駐車スペースが含まれている場合のみ記載。				
その他	無				

2. 賃貸条件に含まれていない設備等(使用不可とする設備等を含む)

無

(7) 賃貸条件および賃料その他収受する金銭

賃料	74,000 円 (別途消費税 0 円)
共益費	6,000 円 (別途消費税 0 円)
付帯施設使用料	300 円 (別途消費税 0 円)
	円 (別途消費税 円)
	円 (別途消費税 円)
	円 (別途消費税 円)
礼金	0 円 (別途消費税 0 円)
敷金	74,000 円
権利金	円 (別途消費税 円)
保証金	円
償却	円
仲介手数料	円 (別途消費税 円)
賃料等の支払い方法	別途締結の保証委託契約に従うものとする
支払先指定口座	別途締結の保証委託契約に従うものとする

(8) 支払い金・預かり金の保全措置および業者による金銭貸借のあつせん

保全措置を講ずるかどうか	講じない	業者による金銭貸借のあつせんの有無	無
--------------	------	-------------------	---

(19) その他(宅地建物取引業法第47条第1項の「重要な事項」を含む)

1. 契約終了時における金銭の精算に関する事項
 - (1) ガイドライン(一般原則)では、敷金精算に当たっての原状回復を、「借主の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、借主の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損を復旧すること」と定義しています。
 - (2) 借主は、上記記載のガイドラインに基づく費用以外に、特約により下記の費用を負担することに同意します。
 - ① 本物件明渡し時の貸室の通常清掃費用。
本物件貸室の通常清掃費用は金 52,488 円(別途消費税)となります。
この通常清掃費用をご負担頂く理由は、下記(イ)から(ト)記載のとおりです。
 - (イ) 退出時に、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等設備、ならびにサッシ・建具設備等・全般に関して専門業者による貸室の通常清掃を行います。
 - (ロ) 退出時通常清掃については、借主が負担すべき場合もありますが、基本的には貸主が負担すべきものですが、したがって本来であれば貸主は退出時通常清掃分を加算した上で賃料を決定する必要があります。しかし当該費用を賃料に配分した場合、賃貸借契約期間の長短によって不合理が生じます。このため、賃料からこれを独立させ、予め通常清掃費用負担額を定める方式が、より合理的であると判断しております。
 - (ハ) また、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等設備、ならびにサッシ・建具等については、別冊の賃貸生活ガイドダンス・取扱説明書等記載のとおり、使用者による定期的な清掃・メンテナンスが不可欠ですが、賃貸借契約の場合、これらの定期的な清掃・メンテナンスが実施されないことも多く、汚損の状態によっては借主の善管注意義務違反となることがあります。
 - (ニ) 特にトイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等については、汚れの程度に関して、貸主側の意識と借主側の意識に相違があることが多く、退出時清掃費用負担をめぐる紛争になることがありますが、このため、これらの清掃費用負担についても予め合意することに合理性があると判断しました。
 - (ホ) このような次第で、賃貸借契約終了時に、トイレ・洗面・浴室・レンジフード(換気扇)・エアコン等に関する清掃費の借主負担分、および必ずしも借主の負担とはならない通常清掃費用分を含めて、上記通常清掃費用を請求するかたちとしました。
 - (ヘ) 上記清掃費用負担額については、予め明確にその額を定め、借主に同金額を負担して戴けるかを契約時にご判断戴くことと致しました。金額については、具体的な額が判明していない段階で定めるため、住居面積に応じて機械的に算出することが合理的であると判断しております。
 - (ト) なお、この通常清掃費用には次の入居者を確保するための化粧直し、グレードアップの要素がある清掃費用は含んでおりません。
 - ② 下記事例(イ)から(ニ)の修繕、原状回復費用は借主負担(経過年数を考慮する部位は経過年数を考慮し負担割合算定)とします。
 - (イ) 喫煙等によるクロス等の変色・臭いの付着 (ロ) 落書き、釘穴、ネジ穴 (ハ) 例外的重量物で、かつ事前に申告のない物の設置による床材等のへこみ (ニ) 結露等の放置によるクロスのカビ
 - ③ クロスの張替えて借主が負担する場合は、㎡単位を原則とします。ただし、破損部分だけの張替えでは色褪せた他の古い部分と色が異なってしまう場合等、部分補修が困難な場合は面単位とします。なお、張替えの費用負担に当たっては通常損耗・経過年数を考慮するものとします。
 - ④ 本特約事項に記載のない本物件明渡し時の費用負担は「重要事項説明書 補足資料」記載の「借主負担確認書」の内容に従うものとします。
2. 別紙「重要事項説明書 補足資料」記載の「反社会的勢力排除に関する重要事項」について、その内容を本書に併せて確認し遵守するものとします。
3. 三井ホームエステート㈱は、自らの財産と借主から受領した金員(家賃等)につき分別管理を行っております。なお、貸主が三井ホームエステート㈱以外の場合は、貸主の口座に送金しております。
4. 添付「重要事項説明書 補足資料」記載の「借家人賠償保険の加入について」の内容を本書に併せて確認するものとします。
5. 本賃貸借契約は、本物件を物件所有者より三井ホームエステート(株)が貸借し貴殿に転貸する契約であることを確認するものとします。
6. 「仲介料」については、規定料金を借主より仲介の不動産業者へ直接支払うものとします。
7. 本物件の北側洋室には床暖房が設置されていますが、性能保証がありません。
8. NTT電話回線及びインターネット回線、CATV等使用に伴う室内工事費用・使用料は借主又は入居者の負担とします。また、導入の際に生じる金具や設備取り付けのためのビス止め穴をあける事はできません。
9. 本賃貸物件の周辺地域に将来建物が建築・再築された場合は、日照・通風・景観等の生活環境が変わる事があります。予めご了承下さい。
10. 集合住宅の場合、上下左右の生活音等の音が響くことがあります。予め御了承下さい。
11. 幹線道路や鉄道が近隣に所在する場合は、交通音が聞こえることがあります。予め御了承下さい。
12. 貸主は、本契約書に記載される条件で本賃貸物件を引き渡し時の現状で借主に貸借し、借主はこれを賃借し、本物件を居住の目的をもって使用するものとします。なお、本書の表記が現状と異なる場合は現状を優先させて頂きます。
13. 物件によってはフローリングに床鳴りや沈みが生じる場合があります。床鳴りについては、接合部分の寒暖により、収縮や膨張・接着が生じる場合があります。床の沈みについては、防音性能を得るために床材裏面に特殊クッションを使用している場合があり、防音性能を高めていない一般的な床材と比較すると、歩いた時に柔らかく沈むような感じがします。床材の性能に由来する事象については、やむを得ないこととして予め御了承下さい。
14. 借主又は入居者は、自治会・町内会等地区活動への協力に努め、自治会費・町内会費の集金がある場合も同様とします。
15. 借主は、賃貸借契約締結と同時に貸主または貸主の代理人に対し、本物件の鍵交換費用を支払わなければなりません。(金15,000円、別途消費税)
16. 本物件が貸主もしくは貸主の代理人にて鍵を預からない物件に該当する為、鍵紛失の際は、速やかに甲に申し出の上、乙の責任と負担において鍵を交換することとします。
17. 本物件の全部または一部をその期間にかかわらず営業行為で貸し出すことを禁止します。
18. 借主は本賃貸借契約の締結条件として、別途㈱イントラストとの間で保証委託契約を締結し、その保証委託料を支払うものとします。また本契約を更新する際も同様とします。
19. 借主は前項の保証委託契約が解除された場合、自動的に本賃貸借契約が終了することを予め承諾するものとします。
20. 賃料等の支払いは、本賃貸借契約書記載の支払期日・方法、振込口座に従うものとします。
21. 本契約の開始からに際し、2021年3月分迄の賃料を64,000円とします。但し、借主が契約開始期より1年未満で解約した際には、その理由の如何を問わず、借主は本契約月額賃料等の1ヶ月分を貸主に支払うことを予め承諾するものとします。
22. 本賃貸物件は住居専用につき事務所・店舗使用、看板の表示、商業登記、HPへの物件住所等の表示等は不可とする。
23. 本物件にてインターネット光回線ご利用される場合は、VDSL方式のみ利用可で光回線方式はご利用できません。予めご了承下さい。以下余白

本記載物件について、本書および重要事項説明書補足資料に基づく重要事項の説明を受け、その説明書を受領しました。

住所



20+0 年 3 月 30 日

氏名

浅野 勇夫

印

整理番号 43

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	---

支出年月日	22年7月20日	支出額	16,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	県政調査事務所 鍵交換代
-----	--------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

領 収 証

浅野目義英様 22年7月20日

★ 16,500

但 針ヶ谷多目的住宅1階鍵交換代にて
上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

東京都台東区千束2丁目23番6号
 有限会社ぐるっぺ
 取締役 佐藤加奈子

コクヨ ウケ-1048

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	44
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--------------------------	--


支出年月日	2年 7月20日	支出額	245,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	県政調査事務所 礼金(¥120,000-)・9月分賃料(¥120,000-) " 管理費(¥5,000-)		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

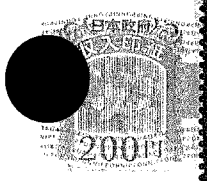
領 収 証

浅野目義英 様


No. _____
 令和2年7月20日

発行者印


¥ 245000



上記の金額確かに領収致しました。

有限会社
ぐる


〒111-0031 東京都台東区千束2-23-46
TEL 03-5603-9131 FAX 048-866-3498

現金	¥245000				
振込					

※本領収証に社印、発行者印無き場合は無効ですのでご注意ください。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附 属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	札 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円

その他の条件		日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入	
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏 名)	浅野目 義英		
	(自 宅)TEL	[REDACTED]		
	(住 所)	[REDACTED]		
	(携 帯)TEL	[REDACTED]		
緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	[REDACTED]		
	(自 宅)	[REDACTED]		
	(住 所)	[REDACTED]		
	(携 帯)	[REDACTED]		

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人	[REDACTED]		社員

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7 月 20 日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野目 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
極度額		3,000,000 円		

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番地13号	主たる事務所
	所在地・TEL	048-839-8806	所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社 バックアップ	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 碓 奈緒	代表者の氏名
免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号	大臣()第 号 知事
免許年月日	平成24年11月16日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号		登録番号
	業務に従事する事務所名	同上	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	同上	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年9月11日	支出額	25,200 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動事務所 駐車場代(10月分)、仲介料		
領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英		

領 収 証 浅野目 義英 様 No. _____

★ ￥25,200-

但し 品川駐車場 No. [] 駐車場契約により右記合計で { 10月分 ￥12,000-
2020年 9月 11日 上記正に領収いたしました } 仲介料 ￥13,200-(824)

収 入 印 紙	内訳
	税抜 金額
	消費税額等 (%)

木崎不動産株式会社
〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL. 048-831-9515 FAX. 048-831-5119

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

copy

《駐車場賃貸借契約書》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場		■■■■■
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ハイブ	■■■■■	黒
賃 料	月額金12,000円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川リテールビル(株)と、借主(乙) 浅野且義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
 厳重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

- 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役
 岡



貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
 氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
 氏名 浅野目義 TEL ()
 勤務先 埼玉県議会 TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人
 埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
 代表取締役 澤野喜作
 免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号
 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
 TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED] [REDACTED]

整理番号 79

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年9月28日	支出額	40,220 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	県政調査事務所 照明工事撤去取付		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

普通預金(兼お借入明細)

年-月-日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
02-09-28	送金	*40,000		
02-09-28	手数料	*220		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

口座名 浅野目義英 支払先 バックアップ
 ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。 但 事務所照明工事撤去取付

整理番号	81
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年9月28日	支出額	125,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動事務所 賃料(10月分)		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

口座名 浅野目義英

[支払先名] 有限会社<3.10
但 事務所賃料(10月分)と記

普通預金(兼お借入明細)

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
02-09-28	送金	*125,000	(B 1)70000°	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所在地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷金	120,000円 (賃料1カ月分)
附属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼金	120,000円 (賃料1カ月分)
償却		月額賃料合計	125,000円
その他の条件		日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入	
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英
	(自宅)TEL
	(住所)
	(携帯)TEL
緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)
	(住所)
	(携帯)

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号
管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,000,000円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	

頭書(8) 更新に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新することができる。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 残置物を一切残さない ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。 <p>以下余白</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7 月 20 日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野目 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	3,000,000 円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号 048-839-8806	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒	商号又は名称 代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号	大臣()第 号 知事
	免許年月日	平成24年11月16日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	Ⓜ
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	同上 同上	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 89

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2年9月28日	支出額	2,640 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所立看板設置費用		
領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英		

領 収 証

No 000072

浅野目義英 様 2年9月28日

¥2,640

但し 事務所立て看板設置
上記の金額正に領収いたしました



Create different, Inspire society EIGOU ARCHITECTURE OFFICE FIRM
総合建設業・耐震診断・設計

永劫建設株式会社

〒330-0042 埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目15番11号
 TEL 048-815-5252 FAX 048-815-5255



※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 90

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年9月28日	支出額	6006 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所室内ドア握り玉交換		
領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英		

領 収 証

No. 000074

浅野目義英 様 2年9月28日

¥6,006

但し事務所室内ドア握り玉交換
上記の金額正に領収いたしました

Create different, Inspire society EIGOU ARCHITECTURE OFFICE FIRM
総合建設業・耐震診断・設計

永劫建設株式会社

〒330-0042 埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目15番11号
TEL 048-815-5252 FAX 048-815-5255

整理番号	91
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年9月28日	支出額	10,395 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所防犯ステッカー		
領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英		

領 収 証

No 000073

浅野目義英 様 2年9月28日

¥10,395

但し事務所防犯ステッカー
上記の金額正に領収いたしました

Create different, Inspire society EIGOU ARCHITECTURE OFFICE FIRM
総合建設業・耐震診断・設計

永劫建設株式会社

〒330-0042 埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目15番11号
TEL 048-815-5252 FAX 048-815-5255

※ 按分した場合は、積算方法を示すに記入する。

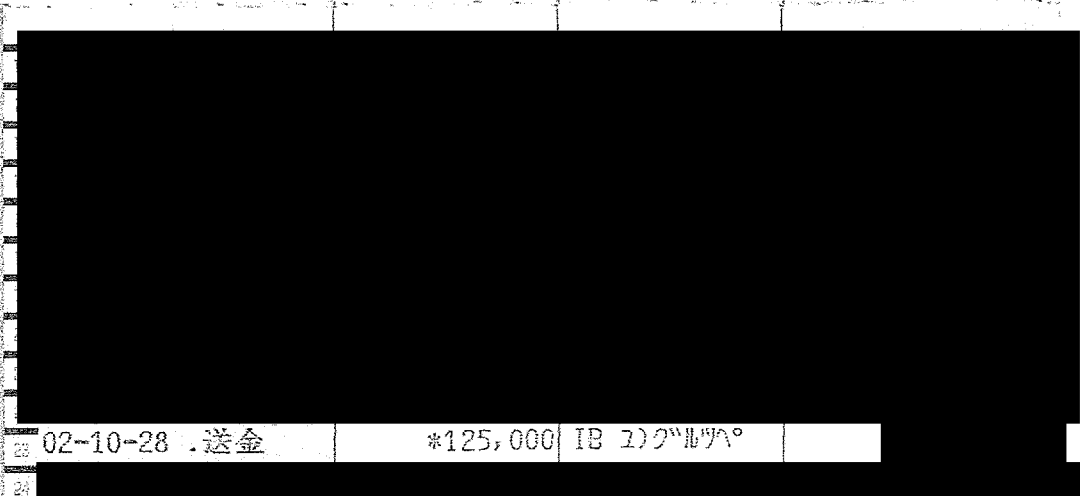
整理番号 35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年10月28日	支出額	125,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(11月分)
----	-----------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
口座名 浅野目義英	「ただし事務所賃料として」
	支払先名 有限会社くろっパ
	
02-10-28 送金	*125,000 IB 2)くろっパ
<small>○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。</small>	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅 1階		
	所在地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号		
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4		
	構造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸		
	種類	戸建	新築年月	平成9年10月
面積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階 38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
附属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
償却		月額賃料合計	125,000円

その他の条件	日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入		
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英
	(自宅)TEL [REDACTED]
	(住所) [REDACTED]
	(携帯)TEL [REDACTED]
緊急連絡先 (担当者)	(氏名) [REDACTED]
	(自宅) [REDACTED]
	(住所) [REDACTED]
	(携帯) [REDACTED]

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人	[REDACTED]		社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ		
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号		
管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ		
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13	TEL	048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,000,000円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。
 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。
 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。
 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。
 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。
 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。
 - ① 残置物を一切残さない
 - ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	3,000,000 円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番地13号	主たる事務所	Ⓢ
	所在地・TEL	048-839-8806	所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 バックアップ	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 碓 奈緒子	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号	大臣()第 号
	免許年月日	平成24年11月16日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	Ⓢ
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	同上	業務に従事する事務所名	Ⓢ
事務所所在地 TEL	同上	事務所所在地 TEL		

※Ⓢは実印


※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 36

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年10月28日	支出額	12,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 駐車場代(11月分)		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
口座名 浅野目義英	「E-E」事務所駐車場代として、 支払先名 木崎不動産株式会社
	
02-10-28 送金	*12,000 IB キヤ"キフト"ウサ
<small>○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、振込額にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。</small>	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

Copy

《駐車場賃貸借契約書》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場		
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 1-2-11		
車種・ナンバー・色	ムーブ		黒
賃 料	月額金 12,000 円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川リテールズ(株) と、借主(乙) 浅野目 義英 は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役 岡

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8

氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]

氏名

浅野日義

TEL ()
携帯 [REDACTED]

勤務先

埼玉県議会

TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED]

続柄 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社

代表取締役 澤野喜作

免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8

TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED]

号 [REDACTED]

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附 属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	札 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円
その他の条件	日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入		
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏 名)	浅野目 義英		
	(自 宅)TEL	[REDACTED]		
	(住 所)	[REDACTED]		
	(携 帯)TEL	[REDACTED]		
緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	[REDACTED]		
	(自 宅)	[REDACTED]		
	(住 所)	[REDACTED]		
	(携 帯)	[REDACTED]		

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人	[REDACTED]		社員

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年7月20日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	3,000,000 円		

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号 048-839-8806	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒子	商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号
	免許年月日	平成24年11月16日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号		登録番号
	業務に従事する 事務所名	同上	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	同上	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

COPY

《駐車場賃貸借契約書》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場		
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ムーブ		黒
賃 料	月額金12,000円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川リサイクルズ株式会社と、借主(乙) 浅野目 義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役 岡



貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 榑野目義英 TEL ()
勤務先 埼玉県議会 TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

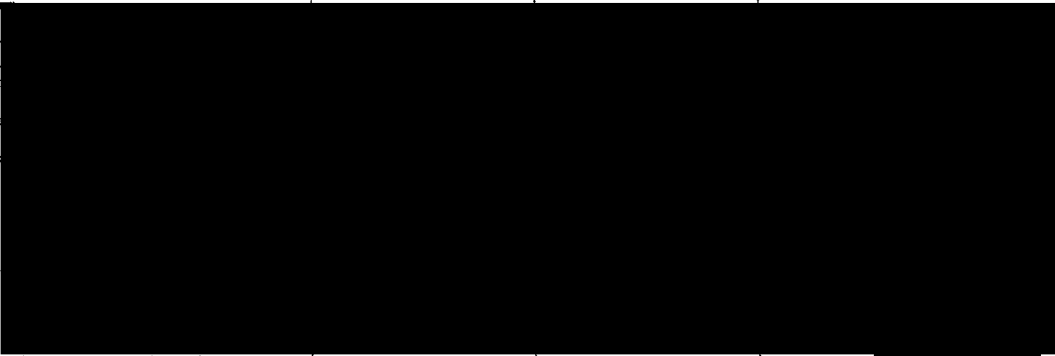

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
代表取締役 澤野喜作
免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL 048-831-9515(代表)
取引主任者登録番号 [REDACTED] 号 [REDACTED]

整理番号	36
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年12月23日	支出額	125,000円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動事務所賃料(2021年1月分)		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
「ただし事務所賃料として」	
支払先名 有限会社くろがさ	口座名 浅野目義英
	
02-12-23 送金	*125,000 (B I) クロガサ
	
<small>○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。</small>	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅 1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号		
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4		
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸		
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階 38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
附属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円
その他の条件		日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入	
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	☑振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英	
	(自宅)TEL	
	(住所)	
	(携帯)TEL	
緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)	
	(住所)	
	(携帯)	

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号

管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,000,000円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	

頭書(8) 更新に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新する事ができる。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。
--

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 残置物を一切残さない ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。 <p>以下余白</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野目 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
極度額		3,000,000 円		

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号	主たる事務所	Ⓣ
	所在地・TEL	048-839-8806	所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒子	商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号	大臣()第 号 知事
	免許年月日	平成24年11月16日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	Ⓣ
	登録番号	号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	同上 同上	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓣは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	37
------	----

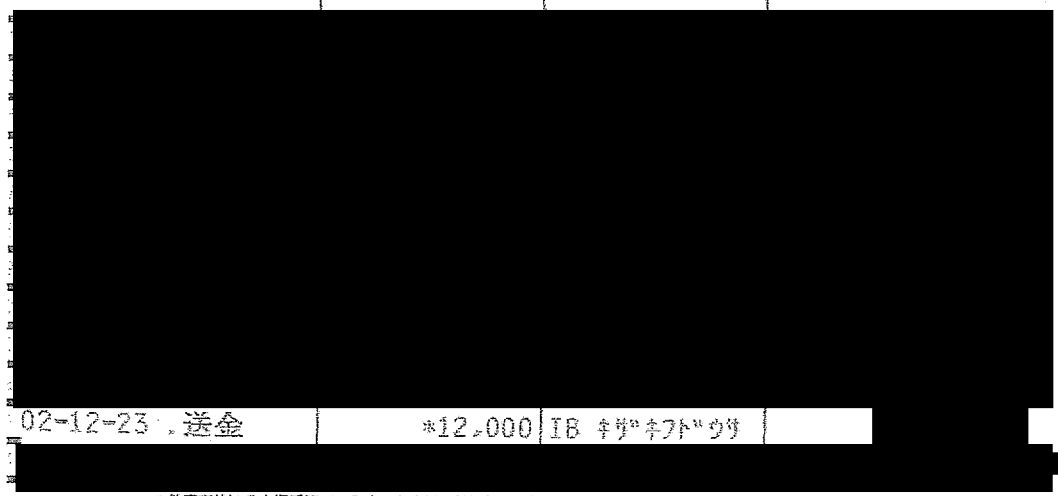
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2021年12月23日	支出額	12,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 駐車場代(2021年1月分)		

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

「ただし事務所 駐車場代として」
 支払先名 木崎不動産株式会社 口座名 浅野目義英



02-12-23 送金 *12,000 IB ｷﾞﾌﾞｷﾞﾌﾞ"ウﾀ

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

copy

《駐車場賃貸借契約書》

	顧客番号	
名 称	品川駐車場	
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11	
車種・ナンバー・色	ムーヴ	黒
賃 料	月額金12,000円也(振込料は、借主負担)	
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)	
備 考		

貸主(甲) 品川リテールズ(株) と、借主(乙) 浅野目 義英 は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役 岡

引

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 浅野目義英 TEL ()
勤務先 埼玉県議会 携帯 [REDACTED]
TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
代表取締役 澤野喜作
免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 号 [REDACTED]

整理番号	26
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年/月28日	支出額	125,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所賃料(2月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

口座名 浅野目義英 支払先名 (有)くろっパ
 「ただし事務所賃料(2月分)として」

普通預金(兼お借入明細)

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(-の表示がある場合は、お借入残高を意味します。)</small> (円)
03-01-28	送金	*125,000	IB 1)くろっパ	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅		1階
	所在地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号		
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4		
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸		
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)		専有面積	1階 38.50㎡

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円
その他の条件		日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入	
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英	
	(自宅)TEL	
	(住所)	
	(携帯)TEL	
緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)	
	(住所)	
	(携帯)	

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号

管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,000,000円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	

頭書(8) 更新に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新することができる。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 残置物を一切残さない ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。 <p>以下余白</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7 月 20 日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 3,000,000 円	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号 048-839-8806 有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒子
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号
	免許年月日	平成24年11月16日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[REDACTED]
	登録番号	[REDACTED]号
	業務に従事する 事務所名	同上
	事務所所在地 TEL	同上

※国は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	27
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年1月28日	支出額	12,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 駐車場代(2月分)
-----	-------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
口座名 浅野目義英 支払先名 木崎不動産(株)	
「T-Eレシ事務所 駐車場代2月分として」	

普通預金(兼お借入明細)

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円) <small>(お預り超過の場合は、お借入残高を記入します。)</small>
03-01-28	送金	*12,000	IB 株式会社	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

copy

《駐車場賃貸借契約書》

	顧客番号	
名 称	品川駐車場	
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11	
車種・ナンバー・色	ムーブ	黒
賃 料	月額金12,000円也(振込料は、借主負担)	
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)	
備 考		

貸主(甲) 品川リサイクルズ(株)と、借主(乙) 浅野目 義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役
長岡



貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 浅野目義英 TEL ()
勤務先 埼玉県議会 携帯 [REDACTED] TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
代表取締役 澤野喜作
免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 号 [REDACTED]

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年2月22日	支出額	125,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(3月分)
----	----------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英				
上記、政務活動事務所賃料(3月分)として 口座名 浅野目義英 支払先名 (有)くろっパ					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">03-02-22</td> <td style="width: 20%;">送金</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">*125,000</td> <td style="width: 40%;">IB 1)グルツパ</td> </tr> </table>		03-02-22	送金	*125,000	IB 1)グルツパ
03-02-22	送金	*125,000	IB 1)グルツパ		
○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。					

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附 属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円
その他の条件		日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入	
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英	
	(自宅)TEL	
	(住所)	
	(携帯)TEL	
緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)	
	(住所)	
	(携帯)	

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名	有限会社 ぐるっぺ	TEL	03-5603-9131
	住所	東京都台東区千束2丁目23番6号		
乙・借主	氏名	浅野目 義英	TEL	
	住所			
丙 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
極度額		3,000,000 円		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号
	所在地・TEL	048-839-8806
	商号又は名称	有限会社 バックアップ
	代表者の氏名	代表取締役 碓 奈緒子
免許証番号	埼玉県知事 (6)第15903号	大臣 ()第 号 知事
免許年月日	平成24年11月16日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	同上
	事務所所在地 TEL	同上

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	36
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

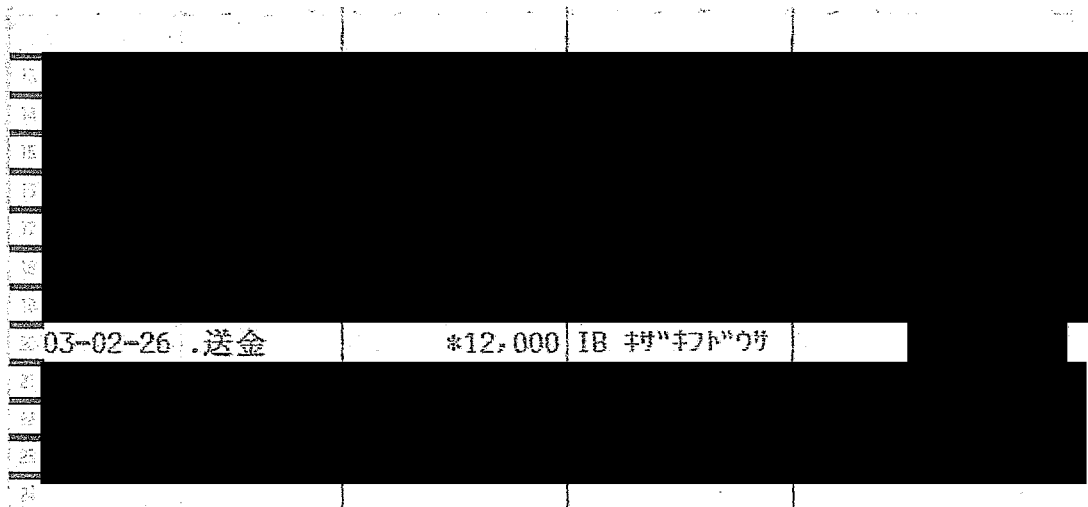
支出年月日	3年2月26日	支出額	12,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 駐車場(3月分)
----	------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし、政務活動事務所 駐車場代(3月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 (株)木崎不動産



○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

3

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

copy

《駐車場賃貸借契約書》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場		
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ム-7		黒
賃 料	月額 金12,000円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也 (但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川ファクトリーズ 株式会社、借主(乙) 浅野目 義英 は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で厳重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年9月11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役 岡

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 浅野目義英 TEL ()
携帯 [REDACTED]
勤務先 埼玉県議会 TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
代表取締役 澤野喜作
免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 号 [REDACTED]

整理番号	3
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年3月26日	支出額	125,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(4月分)
----	----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

「E」レ、政務活動事務所賃料(4月分)として
 口座名 浅野目義英 支払先名(有)「30110

普通預金(兼お借入明細)

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引(残高) <small>(-の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
1				
2	03-03-26 送金	*125,000	IB 1)グループ	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)		専有面積	1階	38.50㎡

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附 属施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円

その他の条件 日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入

貸与する鍵	鍵No.	店舗		
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込			

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏名)浅野目 義英
	(自宅)TEL
	(住所)
	(携帯)TEL
緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)
	(住所)
	(携帯)

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号

管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	3,000,000円	
	☑家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社	
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	

頭書(8) 更新に関する事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新することができる。 2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 残置物を一切残さない ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。 <p>以下余白</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7 月 20 日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
極度額 3,000,000 円		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号 048-839-8806 有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号
	免許年月日	平成24年11月16日
	氏名	[REDACTED]
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	同上 同上
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	[REDACTED]
	免許証番号	大臣()第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏名	[REDACTED]
	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

copy

《駐車場賃貸借契約書》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場		
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ムーブ		黒
賃 料	月額 金 12,000円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川リサイクルズ(株)と、借主(乙) 浅野 義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2020年10月01日より2021年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2020年 9月 11日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目2番1号

代表取締役 岡 弘

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 浅野目義英 TEL ()
勤務先 埼玉県議会 携帯 [REDACTED]
TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社
代表取締役 澤野喜作
免許証番号 埼玉県知事(12) 第7527号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8
TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED] [REDACTED]